別表第二株式会社東京工業品取引所の項を次のように改める。

株式会社東京商品取引所	農産物・砂糖市場	千八百枚	一般大豆	五十枚
			小豆	二十枚
			とうもろこし	五十枚
			粗糖	五十枚
	ゴム市場	六百枚	くん煙シート（ＲＳＳ）	五十枚
	貴金属市場	五千枚	金	百枚
			銀	百枚
			白金	二十枚
			パラジウム	二十枚
	石油市場	六百枚	ガソリン	五十枚
			灯油	五十枚
			軽油	五十枚
			原油	五十枚
	中京石油市場	六百枚	ガソリン	五十枚
			灯油	五十枚
	アルミニウム市場	六百枚	アルミニウム	二十枚

別表第二関西商品取引所の項中「関西商品取引所」を「大阪堂島商品取引所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年二月十二日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年一月二十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―四二―三一

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「拉致問題対策本部事務局長代理若しくは」を削り、「郵政民営化推進室長」の下に「若しくは拉致問題対策本部事務局長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年一月二十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一一―八―三〇

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「拉致問題対策本部事務局長代理又は」を削り、「郵政民営化推進室長」の下に「又は拉致問題対策本部事務局長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。